

No.30

2005年1月発行

淀川水系 流域委員会 琵琶湖部会ニュース

<http://www.yodoriver.org>

CONTENTS

- 第30回琵琶湖部会の内容……………P. 1
- 第30回琵琶湖部会の説明資料より抜粋……………P. 3
- 配付資料リスト……………P. 7
- 琵琶湖部会 委員リスト……………P. 8
- これまで開催された会議等について……………P. 9
- 配付資料及び意見書の意見書・入手方法・ご意見受付……………P. 10

平成16年12月15日（水）、第30回琵琶湖部会が開かれました。



【ピアザ淡海にて】

第30回琵琶湖部会の内容

委員より、資料1-1「「基礎原案に対する意見書」に係る琵琶湖部会意見の項目リスト」、資料1-2「「基礎原案に対する意見書」の基礎案への反映に関する委員からの意見」、資料1-3「琵琶湖部会・第1回作業検討会の結果報告」を参考に説明がなされた後、意見交換が行われました。

第30回琵琶湖部会結果報告

庶務作成

開催日時：2004年12月15日（水） 16：05～19：20

場 所：ピアザ淡海 大会議室

参加者数：委員24名、河川管理者15名、一般傍聴者68名

1. 決定事項

- ・ 次回の琵琶湖部会は、1月8日午後と9日を候補に日程調整を行った上で、開催日を決定する。
- ・ 「他省庁や府県との連携」や「統合的管理システム」について、琵琶湖部会として意見を提出する。意見（案）作成は中村委員と江頭委員が担当する。追加的な意見があれば、庶務を通じて提出する。
- ・ 資料3-2-1と資料3-2-2を統合した「水位操作についての意見書（案）」を作成して各委員に送付する。これに対する意見は12/20までに提出する。嘉田委員が意見をとりまとめ、次回の琵琶湖部会で最終的な議論をする。
- ・ 資料2-2「整備計画基礎案についての委員からの意見」（整備内容シートと事業進捗状況への意見）への意見があれば、12月22日までに提出する。意見とりまとめは江頭部会長代理が担当する。

2. 審議の概要

①「基礎原案に対する意見書」の基礎案への反映に関する意見交換

委員より、資料1-1「基礎原案に対する意見書に係る琵琶湖部会意見の項目リスト」、資料1-2「意見書の基礎案への反映に関する委員からの意見」、資料1-3「琵琶湖部会・第1回作業検討会」を参考に説明がなされた後、意見交換が行われた。主な意見は以下の通り（例示）。
（中村委員のコメント）

琵琶湖部の意見書のうち、「2.4 河川・琵琶湖の環境の保全・回復について」の「a統合的管理システム」および「b水質保全対策」、「3.2 さらなる検討・追求を促す点」の「b他部局、他省庁等との連携について」および「d住民や地域社会との協働」については、基礎案に十分に反映されているとは言えない。

○利水計画について

- ・ 高時川や草津川では、利水用途が多岐にわたっており、地域の文化にも深く関わっているが、用途の現状を把握できていない。利水用途の振替について検討するなら、現状を把握しておく必要がある。

○環境保全・回復のための統合的管理システムの必要性について

- ・ 水系全体を見据えた統合的管理を考えておいた方がよい。次の流域委員会で常時現場を監視・管理できるような体制を実現するための検討が必要だ。
- ・ 水質管理協議会の流域委員会との関係を、しっかりと位置づけておく必要がある。
- ・ 環境に関する情報の収集・共有については、河川管理者が主導的にやっていける部分だろう。各機関の情報を継続的に収集していくための検討をお願いしたい。
- ・ 統合的管理システムについては、委員会として意見を述べる必要があると思っている。ただ、「言い放し」になる可能性もある。実現性について河川管理者と話し合っておく必要がある（委員長）。

○他部局や他省庁との連携について

- ・ 委員会の提言や意見書で「他部局や他省庁との連携が必要」としたが、この意見を河川管理者にどのように引き継いでいくのか、今後の委員会の課題の1つだろう。

○ダムについて

- ・ 基礎案では既存のダムが琵琶湖の環境に与える影響について全く検討されていない。意見書の中でも今後、検討していかなければならない。

②琵琶湖の水位操作に関する意見交換

委員より、資料3-2-1「琵琶湖水位について」、資料3-2-2「琵琶湖水位操作についての意見書（案）」を用いて説明がなされた後、意見交換が行われた。主な意見は以下の通り（例示）。

○水位操作について

- ・ 宇治川の危険性については同感だ。塔の島地区の1,500m³/s整備は、宇治川の治水安全度を高めてからでなければならないと考えている（委員長）。
- ・ 浸水被害には、財産被害と人命被害がある。財産被害に対しては補償的な対応が可能だが、基礎案では、そういった代替案の検討は希薄だった。補償による代替案を意見書の中でどのように位置づけるのか、議論しておいた方がよい。
- ・ 水位操作と異常渇水時の水位低下については、議論ができていない。河川管理者から、ダムからの補給水によって渇水時の水位低下を回復する案が出されているが、これについて議論できないか。
- ・ 琵琶湖の水位を高く保てば、湖岸域の浸水や流入河川の氾濫が問題となってくる。水位操作の報告書では、湖岸域の治水についても考慮して頂きたい。
- ・ 資料3-2-2で提案されている湖岸遊水地については住民の理解を得るのは難しいだろうが、住民に実態を知ってもらうことが大切だ。関係者間の協議の中で、いろんな意見が出てくるようにお願いしたい。
- ・ 遊水地に関しては、ダムWGにおける検討との整合性についても考慮する必要がある。
- ・ 河川整備計画は今後20～30年を対象としている。洗堰の水位操作や遊水地についても、長いスパンで考えていかないといけない（部会長）。

③整備内容シートと進捗状況点検に関する意見交換

委員より、資料2-1「琵琶湖部会・第2回作業検討会の結果報告」、資料2-2「河川整備計画基礎案についての委員からの意見」を用いて説明がなされた。
・ 資料2-2に関しては、追加的な意見があれば、12月22日を〆切に、庶務を通じて江頭部会長代理に意見を提出いただきたい（部会長）。

3. 一般傍聴者の意見聴聴取：一般傍聴者3名より発言があった。主な意見は以下の通り。

- ・ 河川管理者より、ダムからの補給水による異常渇水時の水位低下抑制効果について、検討結果が示されているが、琵琶湖部会でもダムWGでも十分な検討ができていない。委員会が河川管理者の検討結果を受け入れるのか、新たな代替案を提示するのか、よくわからない。水位操作についての意見書では、委員会としての意見を入れ込んでほしい。
- ・ 河川管理者は、ダムによる異常渇水時の水位低下抑制対策を示しているが、ダム以外にも有効な代替案がある（参考資料1-544）。特に大川の維持流量カットは有効な代替案だ。また、河川管理者の異常渇水時のシミュレーションの根底にある「近年の少雨化傾向」という認識自体に誤りがある他、甘い維持流量カット、実質的にはゼロの取水制限、木津川・桂川の流入を見込んでいない等を見直せば、異常渇水時の琵琶湖水位－150cmはクリアできる。
- ・ 塔の島地区1500m³/s事業に対して、資料2-1で「歴史的文化的財、景観の保全を十分に尊重すること」と記述されているが、「自然景観や歴史的景観の保全を前提に」といった直接的な記述をお願いしたい。

以上

※議事内容の詳細については「議事録」をご確認下さい。最新の結果報告及び議事録は、ホームページに掲載しております。

第30回琵琶湖部会の説明資料より抜粋

■資料1-2、資料1-3より

第30回琵琶湖部会では、資料1-2「「基礎原案に対する意見書」の基礎案及び事業進捗への反映に関する委員からの意見」、資料1-3「琵琶湖部会・第1回作業検討会の結果報告」などを用いて、「基礎原案に対する意見書」の基礎案への反映に関する意見交換が行われました。以下に資料より一部を抜粋して掲載いたします。

資料1-2より

H15年12月意見書 琵琶湖部会意見 でのページ	検討項目		委員からの意見
琵琶－8 ～琵琶－11	2.2 ダムについて	項目	
	b. 提言の趣旨に沿って おらず、検討を促す点	(2)	下線部分について、「丹生ダム・大戸川ダムについて、ダムを建設しないことを前提とした代替案について踏み込んだ検討をするべきである」と意見したが、代替案の頭出しをしたのみであり、それ以上の具体的なものが河川管理者から提供されていない。
		(3)	下線部分について、「丹生ダム・大戸川ダムについて、ダムを建設しないことを前提とした代替案について踏み込んだ検討をするべきである」と意見したが、代替案の頭出しをしたのみであり、それ以上の具体的なものが河川管理者から提供されていない。
		(5)	水需要の精査に基づく利水計画は全く示されていない。
		(6)	この項目について全然できていない。
		(7)	この項目について全然できていない。
	C. 検討・判断のプロセスを重視すべき点	(1)	代替案の検討は少しやっている状況であるが、不十分である。
		(2)	十分にできているとは思わない。
		(3)	時間がかかっても、改正河川法が求める理念にふさわしい多様な代替案の検討を推し進めていただきたい。
		(4)	滋賀県などと連携して洪水対策を実施することが緊急課題であるが、現状はできていない。

資料1-3より

琵琶湖部会 作業検討会の結果報告

1. 日時：平成16年10月27日 14:00～18:40
2. 場所：滋賀県琵琶湖研究所 会議室
3. 参加者：中村委員、寺川委員、藤井委員、松岡委員 ― 計4名
4. 議事概要：

①環境について

◆ダムWGではダム関連が中心であり、ダム必要性の有無の議論を先行させている。環境の議論、特にダム建設が琵琶湖の環境に及ぼす影響に関する議論はほとんどされておらず、その議論をどの場でどの様に行うのか明確にする必要がある。

◆琵琶湖に対する環境関連調査は河川管理者サイドが極めて限定的にとり組んだ結果の簡単な報告があったものの、議論の材料も乏しく、議論を行う場の設定や議論の仕方についても意見書が求めているものから距離がある。委員会における環境調査および検討は、とりあえず河川管理者サイドが調査し、情報を整理して委員会に情報を提供するというプロセスをとらざるを得ないと思われるが、そうすれば事業主体が事業の環境に与える影響を評価するという従来型の環境アセスメント手法の枠を越えられない。その弊害を克服する意味で意見書の中には客観的・中立的に琵琶湖への長期的な影響を判断するための「科学者パネル」の設置が必要としてあるが、その点に関して河川管理者がどのようなとり組みをしているのか、あるいはしようとしているのか委員会にきちっと伝わっていない。非公式には「琵琶湖及び周辺河川環境に関する専門家グループ制度」の「姉川・高時川河川環境ワーキンググループ（仮称）」がその「パネル」に相当するかの情報があるが、両者の関係やそのワーキンググループが「パネル」として委員会で求める役割を果たす（委員会サイドとしても河川管理者に「パネル」の詳細について意見としてとりまとめていないことも問題）ものなのか、そうでないのか、が明らかでない。少なくとも委員会で行われた報告（9/11、第2回3ダムサブワーキング）については簡単な概況報告という理解がされており、議論も行われていないわけであるからこの点に関しては至急課題を整理し、方針を決め、現委員会での対応が困難な場合は新委員会への引継ぎの方法を明らかにする必要がある。具体的には少なくとも以下の3点について決めておく必要がある。

- (1) 調査の体制（上記「科学者パネル」設置の是非や方法、設置する場合のメンバー構成、委員会と「パネル」との関係、既存研究機関の役割など）
- (2) 調査の方法（現計画策定に当たっては、他の目的で収集されたデータの整理と解析をもって「影響はほとんどない」というものであった。2004年初頭、この課題に直接関わるデータ収集を目的とする調査を河川管理者サイドが初めて行ったが、調査の方法が適切なものだったのか等については議論されていない。またどの程度のデータを必要とする調査なのか等を明確にした「調査計画」が存在するものなのか否かも不明である。この点がまず整理される必要がある。）
- (3) 河川整備事業との関係（現時点ではダム建設の有無や建設される場合の規模などについては不明であり、その判断の材料を提供する一つの調査と言う位置づけになる。しかし、仮にダム建設が行われることになった場合には、このダムには「予見的に琵琶湖への影響を判断し、その対応をダムの管理運営に適宜反映させる」という重要な課題が附随するということになる。委員会議論のどの段階でこの問題を扱う必要が出てくるのか、こないのか、を念頭に事業との関係を整理する必要がある。）

■資料3-2-1、資料3-2-2より

第30回琵琶湖部会では、資料3-2-1「琵琶湖水位について」、資料3-2-2「琵琶湖水位操作についての意見書（案）」を用いて琵琶湖の水位操作に関する意見交換が行われました。以下に資料より一部を抜粋して掲載いたします。

資料3-2-1より

琵琶湖の水位（水位変動が琵琶湖環境に与える影響）資料

西野 麻知子

資料1. コアユ漁獲量（上）およびその他の魚類漁獲量（下）の年変化
資料2. 琵琶湖生物資源調査団（BST）の水位低下影響予測および琵琶湖総合開発事業で行われた生物資源保全策
資料3. 琵琶湖の水位変化と水位変動リズム（上）、水位操作規則制定以前および以後の水位変化（下）
資料4. 水位操作規則制定以前、以後および試行後の水位変化とフナ類の産卵状況
資料5. 琵琶湖の水位変動と関連して湖内で生じていると考えられる事象（表1、表2）

資料1.
平成4年（1992年）水位操作規則制定後、鮎以外の在来魚の漁獲量が急激に減少

資料2.
BSTの影響予測で予測されたことの多くは、その後の水位低下で実証されたが、全く予測されなかったこと（コイ科魚類の産卵へ影響や南湖での沈水植物の繁茂）も生じた。生物資源保全対策の問題点も出てきている。

資料3.
琵琶湖の水位は、瀬田川の疎通能力の増大とともに減少。それとともに湖岸の低地の開田が行われ、治水安全度が低下→さらに高度な治水が必要になった。
水位操作規則制定後、琵琶湖の水位変動リズムの一部が失われ、梅雨期と台風期の水上昇がなくなった。

資料4.
水位操作の試行について（2003年、2004年）
①試行の意義：よりよい水位管理のための野外実験
→問題点の絞込み、作業仮説の提示が可能な段階
今後とも結果をフィードバックして、順応的に進めることで、コイ科魚類の産卵環境改善を図ることが可能

（例）ニゴロブナの繁殖
・比較的雨の多い年（2003年）は産卵期が長く、少ない年（2004年）は短く、断続的。
・最大の産卵ピークは大きな降雨（2003年：約80mm、2004年：約50mm）の後で、15-20cm程度の水位上昇（2003年：5月中旬、2004年：6月下旬）があった時にみられた。
・2003年、2004年とも8月以降の産卵はほとんどない（40cm程度の水位上昇があっても産卵見られない）。

②残された課題
現行の試行：水位操作規則の範囲内での試行
・梅雨期の水位変動リズムは失われたまま
・1964年（平井、1972）調査では、5月上旬と7月上旬に仔稚魚の出現ピークがあり、7月のピーク（仔稚魚数）は5月の数倍だった。
→梅雨期の水位変動リズムが復元しないと、コイ科魚類の産卵環境の本質的改善に繋がらないのではないか？

資料5.
琵琶湖の水位変動と関連して湖内で生じていると考えられる現象を2枚の表にまとめた。

資料3-2-2より

琵琶湖水位操作についての意見書（案）（全体について）

（水位操作と生物・生態系については、西野委員による別紙を参照してください）

2004年12月15日 琵琶湖部会（嘉田）

平成15年12月の淀川水系流域委員会意見書での琵琶湖部会意見においては、以下の5点（要約）を基本的な方針とした。

- （1）琵琶湖はかけがえのない自然生態系であり、人間にとってふさわしいものであるのみならず、自然生態系にとってもふさわしい計画であること。
- （2）従来の治水・利水に対する根本的な変更にとまなう「痛み」もまた地域社会全体が等しく分かちあわなければならないこと。
- （3）計画実現にむけて、淀川水系住民すべては、新たな制度的・技術的な取組みを含む大きな社会的チャレンジに臨むこと。
- （4）改正河川法制定以前の社会的意思決定や計画政策の歴史的経緯が存在することを認識しつつ、今後20-30年の（将来）方向を目指して進めること。
- （5）河川整備計画は、住民や自治体にとって納得できるものとして、その溝を埋めるために必要な当事者間の情報共有や話し合いの機会をできるだけ多くつくること。

1 琵琶湖周辺の土地利用と生活保全：農漁一体の複合的な水辺利用

琵琶湖は大きな河川（一級河川）だけでも120本以上、溝や水路をいれると400本以上の河川が流れ込むが、流出の自然河川は瀬田川1本しかなく、古来より、湖の水位上昇による溢水（地元でいう“水込み”）に悩まされてきた。江戸時代の湖辺の村落社会（堅田）の年貢記録によると、平均3年に1回ほどは水込みで稲作に被害が生じた。しかし水込みによる収穫高の減少に応じて年貢の減免もなされ、それは「水腐引高（みずぐされひきだか）」と名づけをされるほど経常的な減免措置もなされていた。さもないと湖辺の人びとの生活が成り立たなかったからである。

しかし、水込みは苦しいだけではなかった。しばしば水込みがあるような湿地状の湖辺の水田は、地域の人たちにとっては、「コウダ」や「フケダ」などと名づけられ、このような場所は魚を捕獲するのに有利な場所でもあった。米はとれないけれど、魚を捕獲して糊口をしのぐことができた。特に梅雨時期の大雨に乗じて水田（コウダ、フケダ）やヨシ帯に大群ではいりこむ産卵直前の子持ちのフナやコイ、ナマズ等は、船や網など、大きな資本を必要とする漁具をもたない“おかずとり漁業”の人たち（専業ではない漁業者）や子どもたちにも簡単に捕獲できたので、多くの人びとが群れて、魚つかみをした。梅雨期の水位上昇に応じて、大群の魚が湖の沖合いから水田やヨシ帯にはいつてくる状態を「ウオジマ」と呼び、ウオジマは、地域住民総出の魚つかみができる、にぎやかで楽しい一大イベントでもあった。このようなウオジマの魚つかみが、湖辺でのフナズシ文化の生態的な背景でもあった。今でいう湖辺エコトーンでもある。

2 琵琶湖と下流の淀川治水をめぐる上下流対立の歴史

とはいえ、人びとにとって米こそが経済の主体であった時代、湖辺の水込みは大きな脅威でもあった。それゆえ、江戸時代から、湖辺の農業者は一致団結して、瀬田川の疎通能力を高めようと、さまざまな努力をしてきた。しかし、江戸時代、瀬田川の疎通能力を高めることは、下流の宇治川、淀川、大阪の水害の危険性を増すことになる。琵琶湖辺の200の村が一致団結して、瀬田川の疎通能力を高めるような要望をしても、下流には600の村があり、さらに当時の日本経済の中心でもある商都の大阪があった。瀬田川の疎通能力が低いことで、大雨を上流に貯留する効果があり、下流の水害を防ぐことができる。一種の治水ダム役割を琵琶湖が果たしていた。江戸時代から明治時代の瀬田川の疎通能力は最大でも毎秒50トンと推測される。

配付資料リスト

●第30回琵琶湖部会 配付資料

資料リスト		資料請求 No
議事次第		B30-A
資料1-1	「基礎原案に対する意見書」に係る琵琶湖部会委員の項目リスト	B30-B
資料1-2	「基礎原案に対する意見書」の基礎案への反映に関する委員からの意見 ※第29回琵琶湖部会 (H16. 11. 8) 資料1-1	B30-C
資料1-3	琵琶湖部会・第1回作業検討会の結果報告 ※第29回琵琶湖部会 (H16. 11. 8) 資料1-3	B30-D
資料2-1	琵琶湖部会・第2回作業検討会の結果報告	B30-E
資料2-2	河川整備計画基礎案についての委員からの意見	B30-F
資料3-1	淀川水系5ダムの調査検討について（中間とりまとめ） ※第10回ダムWG (H16. 12. 5) 河川管理者提供資料	B30-G
資料3-2-1	琵琶湖の水位について	B30-H
資料3-2-2	琵琶湖水位操作についての意見書（案）	B30-I
資料4	委員会における今後のスケジュール	B30-J
参考資料1	委員および一般からのご意見	B30-K
参考資料2	第29回琵琶湖部会結果概要	B30-L

注：紙面の都合上、資料内容は省略しています。資料をご覧になりたい方はP. 10の「配付資料及び意見書の
閲覧・入手方法」をご覧ください。

琵琶湖部会 委員リスト

2004. 12. 14現在
（五十音順、敬称略）

No.	氏名	対象分野	所 属 等	備考（兼任）
1	井上 良夫	地域の特性に詳しい委員 （水辺の遊び）	BSCウォータースポーツセンター校長	環境・利用部会
2	江頭 進治 （部会長代理）	河道変動	立命館大学理工学部 教授	環境・利用部会 治水部会
3	嘉田 由紀子	地域・まちづくり（環境社会学、 文化人類学、住民参加論）	京都精華大学 教授 滋賀県立琵琶湖博物館 研究顧問	住民参加部会
4	川那部 浩哉 （部会長）	生態系	京都大学 名誉教授 滋賀県立琵琶湖博物館 館長	治水部会
5	川端 善一郎	生態系	京都大学生態学研究センター 教授	環境・利用部会
6	倉田 亨	農林漁業	近畿大学 名誉教授 京都府内水面漁場管理委員会 会長	環境・利用部会
7	小林 圭介	植物（植物社会学）	滋賀県立大学 名誉教授、 永源寺町教育委員会 教育長	環境・利用部会
8	宗宮 功	水質（水質工学）	京都大学 名誉教授、 龍谷大学 教授	環境・利用部会
9	寺川 庄蔵	地域の特性に詳しい委員 （自然・環境問題全般）	びわ湖自然環境ネットワーク 代表	環境・利用部会 利水部会
10	中村 正久	水環境 （環境政策、環境システム工学）	滋賀県琵琶湖研究所 所長	環境・利用部会
11	西野 麻知子	動物（陸水動物学）	滋賀県琵琶湖研究所 総括研究員	環境・利用部会 治水部会
12	仁連 孝昭	経済	滋賀県立大学環境科学部 教授	利水部会
13	藤井 絢子	地域の特性に詳しい委員	滋賀県環境生活協同組合 理事長	住民参加部会
14	松岡 正富	地域の特性に詳しい委員	滋賀県漁業青年部 理事、 朝日漁業協同組合 監事	環境・利用部会
15	水山 高久	治山・砂防	京都大学大学院農学研究科 教授	治水部会
16	三田村 緒佐武	環境教育 （水環境教育、生物地球化学）	滋賀県立大学環境科学部 教授	環境・利用部会 住民参加部会
17	村上 悟	地域の特性に詳しい委員 （鳥類生態、ラムサール条約）	琵琶湖ラムサール研究会 代表	利水部会 住民参加部会

注：対象分野欄の（ ）は委員の専門を示しています。

これまで開催された会議等について

第30回琵琶湖部会（平成16年12月15日）までに、以下の会議が開催されています。

委 員 会		琵 琶 湖 部 会		淀 川 部 会		猪 名 川 部 会	
第1回 ～第6回	平成13年開催	第1回 ～第8回	平成13年開催	第1回 ～第10回	平成13年開催	第1回 ～第6回	平成13年開催
第7回 ～第15回	平成14年開催	第9回 ～第20回	平成14年開催	第11回 ～第20回	平成14年開催	第7回 ～第17回	平成14年開催
第16回	H15/1/17（金）	第21回	H15/1/29（水）	第21回	H15/7/5（土）	第18回	H15/7/1（火）
第17回	H15/1/24（金）	第22回	H15/5/19（月）	第22回	H15/8/26（火）	第19回	H15/9/2（火）
第18回	H15/2/24（月）	第23回	H15/6/10（火）	第23回	H15/10/13（月）	第20回	H15/10/9（木）
第19回	H15/3/27（木）	第24回	H15/7/18（金）	第24回	H16/8/25（水）	第21回	H16/9/1（水）
第20回	H15/4/21（月）	第25回	H15/8/25（月）	第25回	H16/9/17（金）	第22回	H16/10/21（木）
第21回	H15/5/16（金）	第26回	H15/9/24（水）	第26回	H16/10/19（火）	第23回	H16/11/2（火）
第22回	H15/6/20（金）	第27回	H15/10/23（木）	第27回	H16/11/30（火）	第24回	H16/12/3（金）
第23回	H15/7/12（土）	第28回	H16/10/13（水）	治 水 部 会		利 水 部 会	
第24回	H15/9/5（金）	第29回	H16/11/8（月）	第1回	H15/3/8（土）	第1回	H15/3/8（土）
第25回	H15/9/30（火）	環 境 ・ 利 用 部 会		第2回	H15/3/27（木）	第2回	H15/3/27（木）
第26回	H15/10/29（水）	第1回	H15/3/8（土）	第3回	H15/4/10（木）	第3回	H15/4/14（月）
第27回	H15/12/9（火）	第2回	H15/3/27（木）	第4回	H15/4/14（月）	第4回	H15/9/2（火）
第28回	H16/2/26（木）	第3回	H15/4/10（木）	第5回	H15/8/25（月）	第5回	H15/10/24（金）
第29回	H16/5/8（土）	第4回	H15/4/17（木）	第6回	H15/10/24（金）	3 ダ ム サ ブ W G	
第30回	H16/6/22（火）	第5回	H15/5/29（木）	ダ ム W G		第1回	H16/8/7（土）
第31回	H16/7/29（木）	第6回	H15/8/25（月）	第1回	H16/7/11（日）	第2回	H16/9/11（土）
第32回	H16/8/24（火）	第7回	H15/10/15（水）	第2回	H16/7/18（日）	第3回	H16/11/8（月）
第33回	H16/9/29（水）	住 民 参 加 部 会		第3回	H16/7/25（日）	川 上 ダ ム サ ブ W G	
第34回	H16/10/25（月）	第1回	H15/2/24（月）	第4回	H16/8/19（木）	第1回	H16/8/3（火）
第35回	H16/11/16（火）	第2回	H15/3/27（木）	第5回	H16/9/23（木）	第2回	H16/9/3（金）
そ の 他	設立会 発足会 第1回 合同懇談会	第3回	H15/4/11（金）	第6回	H16/10/4（月）	余 野 川 サ ブ W G	
	第1回 合同勉強会 シンポジウム 拡大委員会	第4回	H15/4/18（金）	第7回	H16/10/18（月）	第1回	H16/8/11（水）
	提言説明会	第5回	H15/5/27（火）	第8回	H16/11/10（水）	第2回	H16/9/22（水）
		第6回	H15/8/28（木）	第9回	H16/12/1（水）		
		第7回	H15/10/23（木）	第10回	H16/12/5（日）		
そ の 他	設立会 発足会 第1回 合同懇談会	平成13年開催	しっかりしてや！！ 流域委員会	H16/2/28（土）			
	第1回 合同勉強会 シンポジウム 拡大委員会	平成14年開催	ファシリテーターとの 検討会	H16/5/15（土）			
			大戸川、天瀬ダム意見交換	H16/9/26（日）			
			丹生ダム意見交換会	H16/9/27（月）			
		H15/1/18（土）	住民の意見を聞く会	H16/12/5（日）			

配付資料及び意見書の閲覧・入手方法

以下の方法で資料及び意見書を閲覧、または入手することができます。ただし、以下の点にご注意下さい。

- ・当日会場で部数の関係上、一般傍聴者に配付されなかった資料は、閲覧のみ可能とさせていただきます。
- ・当日会場で一般傍聴者に配付された資料で原本がカラーの資料は、白黒での提供となります。カラーの資料を希望される場合にはコピー代を実費でいただきます。なお、カラー資料についてはホームページ等での閲覧は可能です。

ホームページによる閲覧

配付資料及び意見書は、ホームページで公開しております。

郵 送

郵送による配付資料の送付を希望される方には、送料実費にて承っております。（希望部数が多い場合、またカラーの資料を希望される場合はコピー代も実費でいただきますので、予めご了承ください。）ご希望の方は、FAXまたは郵送、E-mailで庶務までお申し込みください。

閲 覧

資料の閲覧を希望される方は、庶務までご連絡ください。

「意見書」の入手

意見書の送付を希望される方は、氏名、郵便番号、住所、団体・会社名、電話番号と「意見書希望」を明記のうえ、下記までご連絡ください。

※頂いた個人情報については、上記資料及び意見書の送付のみに使用させていただきます。

ご意見受付

淀川水系流域委員会ではみなさまのご意見を募集しています。

ホームページ、E-mail またはFAXにてお寄せ下さい。

※氏名、郵便番号、住所、団体・会社名、電話番号をご記入のうえ、下記までお寄せ下さい。

※寄せられたご意見は公表させていただく場合がございます。公表に支障がある場合にはその旨も併せてご記入いただきますよう、お願いいたします。

※ご意見を公表する場合には、団体・会社名（または居住地）とお名前も公表いたしますので予めご了承下さい。

※ご記入いただいた個人情報については、上記の意見の公表のみに使用させていただきます。

■ホームページ <http://www.yodoriver.org>

■E-mail yodogawa@gene.mizuho-ir.co.jp

■TEL 06-6222-5870

■FAX 06-6222-5871

淀川水系流域委員会 庶務
みずほ情報総研（株）



淀川水系流域委員会 琵琶湖部会ニュース No. 30

2005年1月発行

【編集・発行】淀川水系流域委員会

【連絡先】淀川水系流域委員会 庶務

みずほ情報総研 株式会社

.....
研 究 員：吉岡、篠田、鈴木、熊谷、松本

事務担当：山根

〒542-0042 大阪市中央区今橋 4-2-1 (大阪富士ビル8階)

TEL: (06) 6222-5870 FAX: (06) 6222-5871

E - mail : yodogawa@gene.mizuho-ir.co.jp

●流域委員会ホームページアドレス

<http://www.yodoriver.org>

◆ニュースレターは以下の機関でも配布しています。

国土交通省 近畿地方整備局／淀川河川事務所／琵琶湖河川事務所／大戸川ダム工事事務所／淀川ダム統合管理事務所／猪名川河川事務所／猪名川総合開発工事事務所／木津川上流河川事務所／水資源機構 関西支社／滋賀県 土木交通部河港課／京都府 土木建築部河川課／大阪府 土木部河川室／兵庫県 土木部河川課／奈良県 土木部河川課／三重県 伊賀県民局 等

*ニュースレターは最新号、バックナンバーともに、ホームページでもご覧頂けます。